

令和4年8月25日

令和4年第4回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第39号	令和3年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議案第40号	令和3年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第41号	令和3年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第42号	令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第43号	令和3年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	5
議案第44号	令和3年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	6
議案第45号	宮代町税条例等の一部を改正する条例について	7
議案第46号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第47号	宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第48号	埼玉東部消防組合の規約変更について	18
議案第49号	指定管理者の指定について	20
議案第50号	工事請負契約の締結について	21
議案第51号	町の区域を新たに画することについて	22
議案第52号	町道路線の廃止について	26
議案第53号	町道路線の認定について	27
議案第54号	令和4年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について	28
議案第55号	令和4年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	29
議案第56号	令和4年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	30
議案第57号	令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	31

議案番号	件名	頁
議案第58号	令和4年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について	32
議案第59号	令和4年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）について	33

議案第39号

令和3年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和3年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計127億6,602万9,450円、歳出合計115億6,234万1,840円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第40号

令和3年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和3年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計37億3,339万1,317円、歳出合計36億5,317万4,849円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第41号

令和3年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和3年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計32億967万4,960円、歳出合計30億5,090万8,483円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第42号

令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計5億4,416万6,158円、歳出合計5億4,056万6,747円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第43号

令和3年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和3年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和3年度宮代町水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金2億3,772万5,073円のうち、1億2,761万1,716円を資本金に、1億1,011万3,357円を建設改良積立金に積み立てるとともに、令和3年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入7億8,458万5,786円（税抜き）、収益的支出6億7,447万2,429円（税抜き）、資本的収入3億4,813万906円（税込み）、資本的支出5億9,862万8,148円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第44号

令和3年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和3年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和3年度宮代町下水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金1億208万995円のうち、3,977万2,708円を資本金に、6,230万8,287円を減債積立金に積み立てるとともに、令和3年度宮代町下水道事業会計決算を収益的収入11億6,981万4,111円（税抜き）、収益的支出11億750万5,824円（税抜き）、資本的収入3億8,168万2,800円（税込み）、資本的支出5億3,736万120円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第45号

宮代町税条例等の一部を改正する条例について

宮代町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮代町税条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例等の一部を改正する条例
(宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例(昭和31年宮代町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において

同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第73条の3中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第26条を削る。

(宮代町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮代町税条例の一部を改正する条例(令和3年宮代町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中宮代町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条中宮代町税条例の一部を改正する条例附則第2条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中宮代町税条例第18条の4第1項、第73条の2及び第73条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宮代町税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の宮代町税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条本文に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「本文施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、本文施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の宮代町税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、本文施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、本文施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の宮代町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の宮代町税条例第73条の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の宮代町税条例第73条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第46号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、町職員の育児休業制度及び特別休暇制度の改正を行うため、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する
条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮代町条例第13号)の一部を
次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「という。)(」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改める。

第2条第4号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)(において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている

場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日

の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「満了後に特定職に引き続き」を「満了後引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年宮代町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第15号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に職員の育児休業等に関する条例第10条第6号の規定により育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例の第1条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第47号

宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（令和2年宮代町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第48号

埼玉東部消防組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、埼玉東部消防組合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

埼玉東部消防組合の経費の支弁の方法を変更することに伴い、埼玉東部消防組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

埼玉東部消防組合同規約の一部を変更する規約

埼玉東部消防組合同規約（平成24年指令地政第201号）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

経費の区分		経費の内容	負担割合
共通経費		単独経費以外の組合の運営に係る経費	当該会計年度の直近前3年平均の普通地方交付税に係る消防費基準財政需要額の割合とする。
単独経費	土地取得	庁舎等消防施設整備のための土地取得に必要な経費	所在市町の負担により当該市町が事業執行する。
	庁舎建設	庁舎等消防施設の建設に必要な経費（消防局機能施設を除く。）	所在市町の負担により組合が事業執行する。
	庁舎大規模改修	庁舎等消防施設の大規模改修に必要な経費（消防局機能施設を除く。）	所在市町の負担により組合が事業執行する。
	防火水槽	防火水槽の改修及び維持管理等に必要な経費	当該防火水槽が所在する市町の負担により組合が事業執行する。
	防火クラブ等	防火クラブ等の運営に必要な経費	当該防火クラブ等が所在する市町の負担により組合が事業執行する。
	その他必要な事業等	その他市町の事情により実施する事業に必要な経費	当該市町の負担により組合が事業執行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第49号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	施 設 の 所 在 地
宮代町総合運動公園	宮代町大字和戸1834番地

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 ミズノグループ
代表企業 美津濃株式会社
構成企業 ミズノスポーツサービス株式会社
団体の所在地 大阪府大阪府中央区北浜4丁目1番23号

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

宮代町総合運動公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第50号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | ふじ第2児童クラブ整備事業（設計・施工一括発注） |
| 2 | 施 工 箇 所 | 宮代町字百間1122番1他（宮代町保健センター駐車場） |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和5年3月10日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 1億5,757万5,000円 |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県さいたま市南区文蔵一丁目19番17号
大和リース株式会社 さいたま支店
支店長 古 賀 章 |

令和4年8月25日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

ふじ第2児童クラブ整備事業（設計・施工一括発注）の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第51号

町の区域を新たに画することについて

別紙変更調書のとおり本町内の町の区域を新たに画することについて議決を求める。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

宮代和戸横町地区土地区画整理事業施行者による区画整理事業の進捗に伴い、当該事業施行区域内の土地の区画形質の変更及び公共施設の新設等により新しい街区が形成されたことから、町の区域を新たに画したいので、地方自治法第260条第1項の規定により、この案を提出するものである。

変更調書

和戸横町一丁目を画する区域

大字国納字横町707の3、708の4、709から711まで、713の1、713の2、714から721まで、727の3、大字国納字八河内874の3、875の2、876の2、876の3、877の4、877の5、878の2、879の2、880の4、880の5、大字和戸字冲野山970の3、1001の3、1002の2、1005の3、1006の1、1006の4、1007、1008、1113の3、1114の2、1117の2、大字和戸字冲ノ後1469の3、1472の3、1473の2、1474の2、1475の5、大字和戸字横町1575の1、1576の1、1577から1579まで、1580の1、1581の1、1582の1、1583の1から1583の4まで、1584、1585、1586の1、1586の2、1587から1595まで、1596の1から1596の3まで、1597の1、1597の2、1598の1、1598の2、1599から1603まで、1604、1604の4、1605、1605の2、1605の3、1606から1611まで、1612の1から1612の3まで、1613の1、1613の2、1614から1617まで、1618の1、1618の2、1619の1、1619の2、1620から1622まで、1623の1、1623の2、1624の1、1624の2、1625の1、1625の2、1626から1629まで、1630の1、1630の2、1631、1631の2、1632の1、1632の2、1633の1、1633の2、1634、1635、1636の1、1636の2、1637から1641まで、1642の1、1642の2、1643の1、1643の2、1644、1645、1646の1、1646の2、1647の1から1647の3まで、1648、1649、1650の1、1650の2、1651から1653まで、1654の1、1654の2、1655の1、1655の2、1656、1657の1、1657の2、1658の1から1658の3まで、1659、1660の1、1660の2、1661、1662の1か

ら1662の3まで、1663の1、1663の2、1664の1、1664の2、
1665の1、1666の1、1667の1、1667の2、1668の3、大字
和戸字備中岐1713の2、1714の2、1718の3、1719の2、172
4の2、1726の2、1727の2、1729の2、1730の3、1730の
4、1731の2、1732の2、1732の3及びこれらの区域に隣接介在する
道路、水路である国有地の全部並びに大字国納字横町725の1、726、大字国
納字八河内873の4、874の2、大字和戸字沖ノ後1466の2、1467の
3、1468の3、大字和戸字横町1603の地先、1604の地先、1611の
地先、1612の2の地先、大字和戸字備中岐1732の2の地先に隣接する道路、
水路である国有地の全部

和戸横町二丁目を画する区域

大字国納字横町672の2、673の2、674の2、689から693まで、
694の1、694の2、695、696の1から696の4まで、697の1か
ら697の5まで、698の1から698の3まで、699から706まで、72
8の1、729の3、730の1、730の2、731の1、732の1、732
の3、733、734の1、735の1、736から738まで、739の1、7
40の1、741から746まで、747の1、747の2、748の1、748
の3、749の1、749の2、750の1、751から753まで、754の1
から754の3まで、755の1から755の5まで、756の1から756の3
まで、757の1から757の3まで、758の1から758の3まで、759か
ら765まで、766の1、大字和戸字沖ノ後1490の8、1490の10、1
490の13、1490の15から1490の19まで、1491の5、1491
の8、1491の9、1500の2、1502の2、1502の5、1502の6、
1505の3、1506の3、1511の2、1512の2、1513の2、15
36の2、1536の3、大字和戸字横町1537の1から1537の5まで、1

538の1から1538の7まで、1539、1540、1540の2、1541から1548まで、1549の1から1549の3まで、1550の1、1550の2、1551の1から1551の4まで、1552から1564まで、1565、1565の2、1566の1、1566の3、1567の1、1568の1、1569の1、1572の1、1573の1、1574の1、1669の1、1669の2、1670の1、1670の2、1671、1671の2の一部、1672の1から1672の4まで、1672の6、1672の8、1672の9、1673、1674の1、1675から1679まで、1680の1、1681の1、1681の5、1682、1683の1、1690の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字国納字横町677の一部、688の1の一部、756の2の地先、大字和戸字横町1539の地先、1549の2の地先に隣接する道路である国有地の全部

(令和4年7月27日調査)

議案第52号

町道路線の廃止について

次のとおり町道路線を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
第759号線	宮代町百間1丁目1858番地先	
	宮代町百間1丁目1864番1地先	

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提案理由

百間1丁目地内の道路採納による路線の再編に伴い、町道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第53号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
第759号線	宮代町百間1丁目1864番6地先	
	宮代町百間1丁目1869番地先	
第1650号線	宮代町百間1丁目1858番7地先	
	宮代町百間1丁目1962番11地先	
第1651号線	宮代町百間1丁目1858番7地先	
	宮代町百間1丁目1861番1地先	
第1652号線	宮代町百間1丁目1858番1地先	
	宮代町百間1丁目1862番5地先	
第1653号線	宮代町大字国納767番1地先	
	宮代町大字和戸1688番地先	
第1654号線	宮代町大字和戸1632番1地先	
	宮代町大字和戸1597番1地先	
第1655号線	宮代町大字和戸1612番1地先	
	宮代町大字和戸1606番地先	

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

百間1丁目地内の宅地造成により町に寄付される道路及び宮代和戸横町地区土地区画整理事業により町に移管される道路を町道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第54号

令和4年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について

令和4年度宮代町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員の人事異動及び共済組合負担金率の確定等に係る人件費補正並びに前年度決算額の確定に伴う決算剰余金の積立等に伴い、令和4年度宮代町一般会計予算に11億7,720万8,000円を追加し、総額を127億9,561万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第55号

令和4年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人件費補正、国民健康保険事業費納付金確定のほか、前年度決算剰余金の精算に伴い、令和4年度宮代町国民健康保険特別会計予算に7,724万2,000円を追加し、総額を38億7,785万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第56号

令和4年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

令和4年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人件費補正、前年度繰越金の確定及び国県負担金の精算等に伴い、令和4年度宮代町介護保険特別会計予算に1億6,922万2,000円を追加し、総額を33億2,419万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第57号

令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

人件費補正のほか、前年度決算剰余金の精算等に伴い、令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に400万6,000円を追加し、総額を6億2,818万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第58号

令和4年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について

令和4年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人件費補正のほか、電算システムにかかる通信運搬費、委託料及び手数料の増に伴い、令和4年度宮代町水道事業会計予算の第3条予算については、収益的支出を408万6,000円追加するとともに、固定資産購入費の増に伴い、第4条予算については、資本的支出を101万円追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第59号

令和4年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和4年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月25日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

職員の人事異動、共済負担金率の確定等による人件費補正に伴い、令和4年度宮代町下水道事業会計予算の第3条予算については、収益的収入を196万1,000円減額し、収益的支出を196万1,000円減額するとともに、令和3年度決算の確定及び建設改良費の追加に伴い、第4条予算については、資本的収入を591万5,000円減額し、資本的支出を1,400万円追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。